

市民の憲章検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成22年7月1日

加東市長 安田正義

### 市民の憲章検討委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 市民憲章の制定に関し、必要な事項を検討し、市長に対し市民憲章案を提案するため、市民の憲章検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 市民憲章についての調査及び研究に関すること。
- (2) 市民憲章案の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民憲章案の作成に関し必要と認められること。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 一般公募による者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成23年3月31日までの間とする。

#### (委員の補充)

第5条 第3条第2項の規定により委嘱された委員に欠員が生じた場合は、市長は速やかに、その後任の委員を委嘱するものとする。

#### (委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長が選任する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 欠席委員が会議の開会までに、委員長に対し欠席委員以外の委員を代理人とする委任状（別記様式）を提出した場合は、当該欠席委員は会議に出席したものとみなす。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年7月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この告示の施行の日以後、初めての会議は、第7条第1項の規定に関わらず、市長が招集するものとする。

別記様式（第7条関係）

委任状

市民の憲章検討委員会委員長 様

私は、市民の憲章検討委員会委員 \_\_\_\_\_ を代理人と定め、第 \_\_\_\_ 回市民の憲章検討委員会の議事に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

市民の憲章検討委員会委員  
(氏名) \_\_\_\_\_ ㊟